

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第 2 5 回平成 2 2 年 2 月 5 日開催 午後6時30分から午後8時45分 第 2 委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会 : 藤牧副座長、木全委員、加賀美委員、中澤委員、佐藤委員、折戸委員

傍聴者 1 名

1 本日の進め方について

(1) 中間報告会の実施結果について

(2) 各作業の方法とその分担について

盛り込むべき事項の三者案調整

区民討議会の運営会

区民アンケート

(3) 区分 F : 地域自治 (地域の基盤) について

2 議題

座長

・議題の 1、中間報告会の実施結果について、お願いします。

事務局 (行政)

・事務局から中間報告会の実施結果について御報告させていただきます。

1 月 30 日に開かれた中間報告会でございますが、参加総数につきましては 150 名の参加となりました。開催主催者を除きました来場者人数ですが、109 名になっております。

当日の質疑応答につきましては、5 つの御質問をいただいておりますけれども、その質疑応答につきましては、資料に記載のとおりの趣旨になっております。

当日の中間報告会に対する御意見、御感想ということで寄せられたものすべてをあわせてお配りしております。

ご意見、ご感想というよりも、ご提案といったものもあります。

座長

同様に私の発言の中で 1 か所、自分でも何の意味だろうというのがあって、1 ページの回答 1 の後半部分に「条文の中で、契約のようにうたっていくのか、日本国憲法のように前文でうたっていくのか」、時々私は滑舌が悪いものだから、聞き取りが違ふ言葉に聞き取られることがあるが、これはどういう趣旨だろうなど。大局的なことについての考え方をどうするかというくだりのところで述べていると思う。区民の定義はこれで外国人を含めて議論をしているのでいいので、どうか、何か。

副座長 (行政)

・聞き取れなかった部分で、たしか社会契約とかという、そういうようなニュアンスではと思うが、条文の中でうたっていくのか、前文の中でうたっていくのかという考え方があるということで、あえて契約のようにというのは、なくても十分意味が通じるのではないかと思われる。

事務局 (行政)

・「契約のように」の 6 文字を削除した形をとらせていただきます。

・いただいた御意見については今後自治基本条例の検討に活かさせていただきますということで、ただし書きを入れてありますので、特に一つ一つ回答していくということは考えておりません。

座長

・それでは、次の各作業の方法とその分担について、その 1、三者案の調整とその分担についてということで、これは副座長会議で御議論いただいた。

副座長（区民）

・一応各区民、議会、行政で2名ずつ出て、三者6名でやっていこうと。

それで、項目ごと6名でやっていくという考え方で、その項目はA区分、B区分、E区分という形で今想定している。

この2名という中でも、今出ていますA、B、Eの区分を3パーティにするのか、あるいは1人がずっと全部やるのか、この辺のところを皆さんとお話しできたらというふうに考えている。

副座長（議会）

・うちのほうは2、2、2で3グループですという話を申し上げた。既に議論して、メンバーも2人ずつ3組に分けた。

副座長（区民）

・議会のほうはそういう形できょう御報告があったので、区民のほうにはまだその辺の話はまだしていないので、一回持ち帰り、それで話し合いをみんなでする。

座長

・それは2名の出し方はそれぞれの自治でよろしいということをここです承しておけばいいよね。

・それでは、一度、だから事務局のほうにはこれまでの検討状況の中で、三者案に載せられるもの一覧、三者調整に載せられるもの一覧みたいな、ここで言うとA、B、Eということになるか、今のところ。それは既に出ているのかもしれないけれども。

事務局（行政）

・現在、検討が進められているのは、今、座長からお話があったAとBとEの区分についてです。基本的には、条例の基本的考え方の基本理念、基本原則の部分以外を除いては、ある程度網かけをさせた形で並びかえをしたものを事務局として提示させていただいています。したがって、その対象範囲については基本的に網かけをされている部分について、それぞれ三者の検討で案を作成して示していただきたいと考えております。

副座長（区民）

・グループが違ったら書き方が違うとかということは余り芳しくないもので、せっかくこれはこういういいシートになっているので、これをずっと継続して横に書いていけば、一発で見やすくなるという形をしていったほうがいいのではないかという提案。

座長

・あとはそれが出てきて、じゃ、そういうことで進めていただくことにしよう。

次に、区民討議会の運営会の持ち方ということね。これは専門部会（行政）からの提案か。

副座長（行政）

・それでは、区民討議会についてですが、無作為に区民、これは外国人も含んだ区民で18歳以上の方を無作為で1,200人抽出して、それらの方々に参加意向を伺って、参加したいという方にこの討議会で討議をいただくと、そういうことで現在この運営に当たる業者選定を2月15日号の広報で公募をして、3月1日締めということで、前回のときにプロポーザルの審査をしていただくメンバーとして座長、副座長ということで4名が選定されたところです。

この運営会のメンバーに三者それぞれから1名ということ負担が重いということなんかもありまして、各部会とか小委員会とか検討会員から2名ずつ出させていただいて、検討連絡会議のメンバーとしては6人この運営会に入ると。

この運営会というのは第三者性が大切なので、これは委託事業者が決まったら、の話だが、そちらからこういった市民討議会の専門的な学識の方や、あるいはこういった討議会の運営に相当な実績のある方などを4人程度御推薦いただいて、この4人とこの検討連絡会それぞれ2、2、2と合わせて10人が5月下旬の討議会の当日までに5回程度討議会の運営方法、それから討議事項、テーマ設定などを準備していくと、こういうこと。

座長

・運営会の作り方として、各部会から2名ずつ出て6名、それにこの運営について学識のある方、あるいは知識、経験のある方を4名推薦して、10人でやっていったらどうかと。

副座長（議会）

・イメージを共通にしておいたほうがいいと思うが、区民討議会だとか、何かに載っていた塾議だとかというのは、サイレントマジョリティとか、そういう声をどう我々がつかんでいくのか。我々流の区民討議会と考えると、5月の下旬の2日間でそこへおいでいただいた区民の皆さんが意見を出し合える形を委託業者と我々6人で協力し合って準備していくということなのでしょう。

だから、5回だとか、何とかだとかは余り考えないで、通常8カ月かかるな、とかというのではなくて、今から初めて5月下旬に最大にそういうことを努力しようという業者だと思うんだよね、必要なのは。形がいろいろ立派でございますという話じゃないと思うのだが。

副座長（行政）

・5回といったら、必ず5回やらなきゃいけないとか、そういうことではない。

我々の6人というのは、そのときに提案者として何を議論してもらうのかというのを検討して提案すればいいわけです。運営するのは、委託された第三者機関が運営して、いろいろな人の意見を吸い上げもらうということになる。

この区民討議会の場所だが、連続して2日間というところが厳しくて、前回のときに御提案いただいた区議会の大会議室を想定している。

6人1グループで10グループが最大になる。60人を超えた場合は、抽選なりで、そのことは御通知の際にはきちんと明記をしておこうと思うが、御了承をいただけたらと思う。

この区民討議会について、区民討議会のこの条例の検討過程における位置づけとか、その区民討議会で得られた区民の声を具体的にどう扱っていくのか、どう反映させていくのかということなどを近々話し合っていくものだと思っていたのだが、そういった話し合いがないまま、具体的に進んでいってしまっていることに違和感がある。そういったことを話し合っていく中で、もしかしたら、実は区民討議会は必要じゃないというような結論にもたどり着く可能性があるのではないかと懸念しているが、いかがか。（区民委員）

今の意見は、僕は賛成だ。

どういうふうに対処かというのを今きちんと位置づけてやらないと、これは初めてのことから、もったいないよね。だから、すぐにでもその意見はそれぞれ三者がするべきだし、あるいは時間がないなら、ここですべきだ。（議会委員）

前にも言った気がするが、討議会でいただいた意見とこの後議論するアンケートでいただいた意見と先日やったときのこの意見、それからもう一つあったよね。懇談会の意見と大きく4つあって、それをどういうふうに対処するかは、一緒に考えたほうがいいと思う。同列に考えるのか、それともこれは非常に重い意見として討議会の意見はいただくということにするのか、そのほかとの相対的な意味でも議論したほうがいい。（議会委員）

この間の区民検討会議のときに、この区民討議会の話がある人から出た。この区民討議会の意見と我々の区民検討会議の意見は、もし違う意見だったらどうするのかと、それで運営委員会のほうで、これからちょっと一回話し合いをしなくちゃというところで、この三者の会議のときにある程度方向づけをしてもらったほうが我々としても区民検討会議に話しやすいので、ぜひやっていただければと思う。（区民委員）

座長

・いろいろな意見が出されるだろうが、それを反映して、条文に言葉を載せるとか、あるいは言葉を変更するとかというようなことは、ここの責任であるという、それ以外はないような気がするが、その問題は一つ加えておいたほうがいいのは、多分区のルールというか、これはパブリックコメントをかけます、そうすると寄せられる意見も同様に考えておかなきゃいけない。できるだけ多様な意見を聞こうと。あるいはこれらの機会を利用して広報をするという側面もあるわけだが、このうち区民討議会については相当早い時期のスケジュールから出ていたが、「それでどうするのか」という議論を実は確かにしていない。

せっかくここまで自治条例をつくってきたのに、区民討議会でこれは要らないぞと言われたらどうするのかというところで、そうか、それは討議会をどういうふうにするのか、どのぐらい重

きを置くのかというのを考えなければいけないという話になった。

でも、まだそれはちょっと区民検討会議では皆さんに聞いてないので、結論を出すのは難しいが、区民検討会議に持ち帰るのであれば、持ち帰って話し合わなきゃいけない事項なので、ある程度皆さんどんなふうにお考えなのかお聞かせ願えれば、こちらは話し合いをしやすいと思う。実際、そういうことが起こり得るのかなと心配している。（区民委員）

座長

・運営会で進め方のプランをつくるときに、最後に決をとりましようと言ったら「バツ」になってしまうので、だから最終的な多数意見がどこにあるかということを確認するわけではないのだよというような幾つかの了解事項は必要だ。

これは決定への参加というふうには位置づけられないのだ。決定についての参照というようなことが市民の政治学では、決定しない民主主義というような、あるいは決定しない参加の回路とかというような位置付けと思うが。

新宿の憲法と言われる自治基本条例をつくる上では、本当に細やかに区民の声を聞くべきだと思う。その方法として、区民討議会もその一つだと。

過去にも基本構想のときも、本当に細やかにパブリックコメントやアンケートがあった。それに対して、また本当にきちんとした回答もいただいて、区民の声とまたその回答という形で資料も届いている。そういう丁寧な方法で進めたい。ただ意見を聞きっぱなしではなく、それについて回答してあげる、そういう姿勢で意見を聞いていきたいと思う。（区民委員）

座長

・市民討議会がまとまった意見を突きつけてくるという性質ではない、多分応答というようなことが義務づけられているかどうかというのは疑問なのだが、それ以外の件について署名入りで提案されたものなどについては、採用できないのであればできないというような応答をちゃんとしていくというのが丁寧なやり方だと思うね。

この問題の一番は、僕らは360度から意見を聞きたいと。しかし、どうやっても360度は無理だと、ある箇所はあいていると、それが討議会だね。問題は日当が出る。ここに問題が出てくると思う。何でここだけが日当が出るのだと、そのときの僕らは理論づけをきちっとしておかないと説明がつかなくなると。これに理論づけを僕らは持ってなきゃいけない。なぜ日当があんなに出るのだと、それは穴を埋めるためには絶対に必要な費用なのだというふうにわかってもらわなかったら、この問題は批判が出るんじゃないかと思う。（議会委員）

座長

・日当が出るということもそういう方向だね、多分組み立ては。例えばアメリカの陪審制だとかというようなことの参考にしてでき上がっているので、日本の裁判員制度も出すだろうというようなことだが、しかし多くの市民参加というのが別に日当をやってない場合のほうが多いわけで、何らかの説明の言葉が必要かもしれないね。

圧倒的に違うのは、こちらの要請で、もし時間があって、その気があれば来てくれないかという呼び出し方というのが一つあるかなという気はするね。そこは大変難しいところ。

先ほど来出ているサイレントマジョリティということを見ると、仕事があって来られないという人々をどうやってその場にお招きするかという方法論としてはあり得る。きつい説明責任を果たしながらでも、市民討議会が今おっしゃった一部分の角度があいているぞというところは埋めたいという、そういう位置づけでやってみようということでもいいかね。

区民アンケートに関しても、上げてきた整理をどういうふうな形でやっていくのか、これはまた新たに出てきたことが前の3つ申し上げた中の整理している中身がよくわからないで、とりあえず4つ目をやってみようかという話はちょっともう一回考え直したほうがいいのではないかという部分は本音としてある。（区民委員）

座長

・俗に言う手を挙げたり、足を運んだりして積極的に参加する人たちで市民の委員会なんかできたりするね。この人たちはその市民全体を代表してはいないのだよね。

どうやったら代表制に近づけるかということ、そんな方法は余りなくて、せめて日常的なやりとりとして、フォーラムを開いたりとか、説明会をいっぱいやり、御意見を聞く会を持ったりしながら、半歩ぐらいずつ近づいていこう。

一方、議会のほうは初めから選挙で選ばれているので、ある種の代表制があって、私は個人的には議会への市民参加とか議会への区民参加というのは語彙矛盾だと、こう言っている。それは投票によって信託行為が行われているはずだから、あとはまさにそれはどのような中身の信託であったかということは、議会の中で議論することだ。それ以外の参加は陳情に等しいというようなことをずっと言ってきたが、最近ちょっと少数派になっている。そういうような意味ではどのような人々の声をきちっと受けとめれば、より全体を代表するようなものに近づいていくと考えるか、そもそも代表なんかじゃないんだと、一応私たちの意見はまとめて出してみたけれども、それを例えば選挙で選ばれた議会とたたき合わせることによって、ある種の正当化を図るというような道でいくのか、まさに半歩でも、1歩半でも区民は代表する正当性のような色彩を帯びていこうという努力するだろうなど。特に呼びかけても来られないという参加の状況をどうやって打開するかという問題意識から多分出てきたのだと思うが。

行政の責任者として伺いたい、この区民討議会の位置づけは、サイレントマジョリティと言われる部分の意見をどうしても聞きたいと、それがないと360度カバーしたことにならないからというのはそのとおりなのだけれども、さっき言ったように、なぜサイレントマジョリティという、欠けている部分からの意見聴取は大事だが、その部分だけ日当を出すんですかという区民からの声には、どういうふうな位置づけをしているのか。(議会委員)

日当を払うというのは、先ほど座長がいみじくも整理していただいた言い方、つまりそこそこにはこれだけのコストをかけないと、それはアンケートでもコストはかかるわけだ。答える人は何も無いが、それからあとこうした検討連絡会議に御参加いただいている。あるいは区民検討会議に御参加いただいている方についても、何らかのコストをかけて、その辺についてはこの検討連絡会議が立ち上げた時点から結構議論になったところだというふうに私は思っていて、つまり参加にはそれなりのコストが必要だと、総体としてはコストがかかるのではないかという、そういう認識でいる。(行政委員)

市民討議会は我々も初めての経験だから、なかなかわかりにくいところがあるが、ただ今まで何度かいろいろなところでやっているわけね、青年商工会議所だかを中心に。ああいうのを見たり、本を読んでみたりすると、今まで議論があったような、そういうねらいが基本的にあるのだというふうに思う。どちらかということをお願いをするという、そういう色彩が非常に強いわけだね。

一定程度主催者側の方で2日間日程を設定して、相当拘束時間も長いのだよね、市民討議会の場合は、そういう会議の性格からして、参加する人については、それ相当の費用負担というのはやむを得ない、すべきじゃないかというふうに思っている。(議会委員)

この運営方法の中で、参加者は各班から発表された意見等に対して投票を行い、参加者の意見を集約するというふうな文言があるね。(区民委員)

座長

・その設計にもよると思う。ただ、これまでの例で言うと、「決」をとるのは結構少ないだろうというふうに思うよね。

本当に自分から手を挙げて、自治基本条例づくりに来ようと思っていて、いろいろなことが大変だが、行こうとしてくれた人たちと行きたくはないよと思っている人たちに何とかということ、そういう人たちにはお金を出すというのが、何となくわからないのだが。(議会委員)

こういう場合には幾ら、こういう場合には幾らという、そういうものというのは実のところない。ただ、何らかのそういうコスト、来ていただいているわけだから、それ相応の例えば片方の言い方ですと、何かお金で釣るみたいだとか、表現がよくないかもしれないのですけれども、だからそれについては何で6,000円なのというところについては、いろいろと議論をしなければいけないなど。区民検討会議の委員の方々に、これも相当な議論があったのは私も記憶にある。(行政委員)

市民側から、ただ自分の意思で新宿区なり、そういったところに参加していこうというときには、報酬は求めないものだと思っている。それに交通費も区民会議のときは、なくてやっていたね。

今回の区民討議会の方たちは、先ほど座長もおっしゃったように、そこまでの意思はない。でも、よりよいものをつくっていくためには、そういう方たちの意見も必要だということで、大抵、市民討議会の場合はお金が出るというのが普通だと思っている。だから、先ほど議会委員の質問で言えば、そういうものだとお答えするようになるかと思っている。(区民委員)

座長

・それは茶々入れるわけじゃないけれども、この場で市民参加と経費の負担ということについて、憲法上の問題として話し合ってもいい。自治基本条例の中で原理原則を立てるということは可能かどうか。ケネディ大統領が当選した1963年に経済機会均等法という法律をつくった。その中のアクションプログラムでは、市民参加は有償であるという原則を立てた。もちろん時代の背景があって、黒人の人たちにほとんど振り向かれないようなときでもあったので、生活基盤を保障して、そして出てきて意見を言ってくださいということを法律で保障していく。

報酬とか、そういうことに関して、区民検討会議のどなたかからもそういう意見も出ないし、今度の区民討議会でお金が出るといっても、私たちはそうなんだというくらいで、特に深くは考えていないのが事実だと思う。

話しを戻すが、先ほど区民委員がおっしゃったのだが、区民討議会の位置づけとか、どういう人たちを対象にしてやるかということもよくわかったが、今までいってきたいろいろなことに対してのパブリックコメントとか地域懇談会、区民アンケートとかの結果がどう行政で今までどう活かしてきたのかをお伺いしたい。

今までせっかくなつくったものに、例えばパブリックコメントなり区民アンケートで反対意見が出たとき、参考にしますだけで終わったのか、それとも物すごく強い声があったから、それは違うものにつくりかえたとか、そういうことがかつてあったのかどうか、あといい意見だからそれを加えて、何か違うというか、変わったとか、そういうことがあったのかお伺いしたい。(区民委員)

私のセクションはパブリックコメントなんかやることが多いが、新宿のパブリックコメントのいいところは、いただいた意見に回答を全部つけている。だから、この意見はこういうふうに反映した。この意見は参考としていただきましたとか、全部お返ししているの、中には確かに全然正反対な意見で参考にしましたということで反映しないのもあるが、そのことによって例えば条文だとか、直して取り入れた。そういう意味ではかなり透明度が高く、そういう意味では効果は発揮していると思っている。(行政委員)

四谷(地区)では公共施設のことで3回ほど今説明会をやっている。必ず答えを出せということで、生意気な言い方をして、書きますということで、総合政策部から出していただけるということを期待してあるが、その辺のまとめをどういう形でこれから反映していくのかとかということをきちっとやっていただけるのであれば、この今のこの区民討議会においても、その部分がただ強力な意見なのか、どうやって反映させるのかという部分も明確になってくるのではないかと、だからこのパブリックコメントだとか、こういう制度をもう一回見直してやろうよと呼びかけている。(区民委員)

ただいまのパブリックコメントの取り扱いだが、これは区では政策経営会議という区長、三役が入って行う一つの対外的にも全部情報提供している、そういう会議で全部庁内のオーソライズをとっている。

したがってパブリックコメントにかけた、通常の区長へのはがきとかある。もっといろいろなチャンネルがある。パブリックコメントに関しては、全部その政策経営会議で回答内容も含めてオーソライズしたものを出している。パブリックコメントについては、意見がファクスで送られてこようが、送られてくるのも全部そこに上げてオーソライズして出している。(行政委員)

座長

・今言おうとしたのは、この中間報告会の意見の中にもあるが、重要なものはちゃんと社会実験をやって、意味があるのかどうか確かめながらやったほうがいいぞとあって、実は今僕たちがこの市民討議会とかアンケートだとか、いろいろなことを仕掛けているわけですけども、これは社会実験を僕たちが社会実験されているわけ。つまりもしそのようにして聞き置くだけのような仕組みになっような運用になっているのだったら、基本条例をつくって、それがただせるのかどうかということが問われるわけだね。

自治基本条例の中で区民から出た意見にどういうふうに答えることが一番正しい政治のあり方かということも議論しておくべきだというふうに今思った。(議会委員)

ちょっと整理させていただいて、根本的に自治基本条例づくりのこの三者検討連絡会議としては、区民討議会の意見を入れるのかと、そういうことが自分たちで決定しながら進めていくべきではないかという問題提起がさっきあったよね。(議会委員)

取り入れる上で、今までは行政がパブリックコメントとかアンケート等に回答してくれた。それを今回は三者(検討連絡会議)というのは私たちも入るということを肝に銘じないと、これは開けないと思うね。(区民委員)

具体的に行政が、区長が、あるいは行政に携わる区議会が説明責任のときは自分たちがなす政策の説明責任、あるいは関与する議会の説明責任だけを言っていたのだが、区民の、あるいは住民の要望等に対する説明責任をきちっと義務化するなり、明確にするということが基本条例に入れば、そのことが回答になるのではないかと思った。(議会委員)

座長

・それは十分検討の余地ありというか、価値ある話だね。

提案のこれまでも、区民の提案権のようなことが上がっていたよね。あれは提案しっぱなしという可能性もあるので、基本条例としてはどういうふうにその構えをするかという問題だね。

どうだろう、区民委員は大体ここで議論されたことで、どうやらやる意味があると考えているらしいと。

考え直して、少なくともこの自治基本条例については、出てこれられないような方々の意見等もできるだけ幅広く、あらゆる方向から意見を聞いていくことが必要だなということ今確認していったが、疑問は、位置づけがそれでも明確になっていないと感じていて、最初に申し上げた、そこで取り上げた意見を実際にどうするのかということについて、きちんと話しておく必要がある。例えば今回の中間報告会での御意見、これをどうするんだろうと思っているが、目を通して気がついたことを各委員がこれからの議論に反映させていくという形で吸い上げていくという方法もあると思うが、あいまいなまま進めていっていいのかなという思いだ。(区民委員)

座長

・つまり区民全体の代表としてここへ出てきているわけではないが、一人ひとりがみずからの生活の経験とか体験などを背景にして、1人の個人として責任ある言動をここで行うということが約束されているわけだね。だから、たくさんの意見の人たちがそうじゃないだろうと言っても、多数のそういう人たちの意見とは違う意見をここで述べたいということもあり、あの場であれだけたくさんの人たちがこっちの意見に賛成したじゃないか、ぜひそれを入れるべきだということもあり、ここで納得いくまで議論するということが一応答えというか、だからその人たちの願いが達成されるとは限らない。

先ほど先生がおっしゃられていた決定についての参照という考え方をしていくということで、間違いはないということでもいいか。(区民委員)

座長 と思うけれども、だって顔ぶれを見てごらんよ。たくさんの条件のもとで区民が生きていて、30万人生きていて、できるだけその人たちの平均的な声を実現していこうと考えた場合に、とてもじゃないけれども、このメンバーと区民検討会議のメンバーだけでは、それらの意見を反映し切れない。

これでいいと思っているが、それで合意されているのかということをしちゃんと確認して安心したかっただけ。(区民委員)

市民討議会という手法がドイツから入ってきて、これを取り入れようとなったときに、サイレントマジョリティと言われている部分がどのぐらいかはわからないが、意見を取り入れるための唯一現在最大の方法がこれしかないんだというふうに僕は思った。(議会委員)

自治基本条例というのは、今お話の中に区民アンケートも取り入れる。中間報告の意見も、区民検討会議もそれから、パブリックコメントも取り入れると。

そうすると、一つ一つの、一人ひとりの意見を聞いて、これもこれもといったら大変な、膨大な意見が出てくるよね。それはどこかで我々は考えていかなきゃいけないと、ここに難しさがあると思う。それを解決するには、どんな方法があるのかお聞きしたい。(議会委員)

座長

・単純に言えば、ここで真剣に議論するしかないということだね。

区民討議会のまずテーマを設定するよね。問題はこのテーマの設定、テーマでどの程度いろいろな意見が出てくるか、ひょっとしたら我々と同じような意見でおさまるところもあるし、だからそのテーマがどういうものかまだ決まってないから、その区民討議会が荒れるか荒れないかというのが出てくるのではないかと思う。(区民委員)

座長

・運営委員会。

そこはプロの知識ももらいながらやらないとね。

自治基本条例というものを今つくっているが、あなたにとって必要性は感じられるかどうかみたいなアンケートをしちゃうと、イエスかノーかになる。あなたにとって自治基本条例に託す夢は何でしょうかとやるとか、きっとそういう知恵があるのだろうと思うよね。そして、できるだけ本音の部分でどう見られているかというのを探し出していく、そこがプロと討議会での知恵の出し合いかなという気がする。

いわゆる区民討議会、最初に提案したときには半年、1年ぐらいかけてというイメージだった。だが、今はここまで来て、しかもそのときにはこういう三者検討連絡会議もそんなに煮詰まっていないときに、ぼんたこういう案を出したわけだね。だから、根底にあるのは、このほかにももう一つあるのだよ。3カ所で地域懇談会をもう一回やろうという案があるわけ。そして、最後に答申までいく。だから、区民討議会だけじゃないのだよね、これからまたやっていかなきゃいけないのは。あと3回の地域懇談会というのを多分スケジュールに入っている。それで、いよいよそこで案を煮詰めようとなるわけだね。

できるだけ来やすいような、抽出された人たちが来やすいような形、それから1日でも来たら嫌になったから、2日目は嫌だという話になりかねないわけ。だから、2日目ももっと本気になって来て勉強しようやとか、話し合おうというような過程を大事にしなくちゃいけないのだと思う。

いわゆる何か形でできたパターン化された区民討議会の準備というのではないものをそれぞれ新宿方式みたいな形で準備していただきたいし、準備していきたいなと思うよね。(議会委員)

区民委員としては、条例ができる過程でも、1人でも多くの区民の方にそういう参加できる場をつくりたい。同じ区民の同じ立場でいろいろな意見が出たら困るという話ではなくて、本当にこれだけの32名の区民ではなくて、もっと多くの区民の人たちと一緒にあって当たっていききたいというのが本音。(区民委員)

座長

・1つは、座長と副座長、4人でよい業者を選定するという責任がある、そのよい業者と運営会で素晴らしいプランをつくるというのが次の6名の方たちの責任というか、お仕事ということになる。

費用負担について、6,000円という金額を明記する場合に、理由づけというか、書ける範囲で、地域懇談会を開いて区民検討会議の公募をしたときに、交通費も出ないのかと、非常にこの世の

中今なかなか大変な時代なので、何がしかのそういう参加したいけれども、それも出ないということであきらめた方も何人かいらっしゃる。そういう方々にとって、それは非常に生活上大きな問題なので、納得いくような何か一言でも添えていただけるとありがたい。(区民委員)

座長

・それをサンプリングして通知するときに、文章で入れろという趣旨か。

そう。無作為でしますということは、区報とか何かに出るね。そのときに例えば何々審議会の委員を公募するときに1万円とか書いてある。そういう形というのは出ると思う、区報でも。だから、そのときに書けないか。(区民委員)

座長

・報酬なし、交通費なし、それでも出られる方ばかりの区民参加ではだめですよというように書き方をすると思う。微妙な不平等感みたいなものが漂うという区民感情はあるね。相当そこは、だから理論的にしておかないとだめかなという気はするね。

・それでは、区民アンケートについてなんだけれども、これは大分時間を食う話か。

副座長(行政)

・この流れの中で、区民アンケートもやっていこうということで、こちらは討議会と違い、ある種の無作為だが、その辺の一つの意識調査というようなことで、スケジュール化はされている。

お示したマトリクスで言うと、地域懇談会というのは双方向の議論ができる。ただ、手を挙げた人が来る。同じく双方向の議論ができるよ。だけれども、無作為に来る。それが区民討議会、手を挙げた人が意見を言うというのがパブリックコメント、意見公募とよく言うが、無作為に意識を調査するという、そういう意味でアンケートがここにあると、この4象限で、それをみんなやりましょうと同じ時期にという、そういうお話の中のこの区民アンケートだ。

副座長会の中で話したのは、そんな詳細なアンケートというよりも、もう少し区民アンケートにつくりにしても、三者で項目というのでしょうか、どんなことを聞いたらいいかと。恐らくこれは多くても設問20ぐらいが限度かなと思う。

副座長(行政)

・1点それぞれ部会ごとに3組できていたりとか、それぞれあると思うが、できれば次回の検討連絡会議のときに、この人とこの人とかというような報告ができるとありがたいと思う。

座長

・残り時間がないのだが、一応前回の続きで地域自治、地域の基盤とかというところを議論するが、その前に区民の参加のところでしたっけね。住民投票について議論していただいたということで、願います。

三者比較表のところの住民投票というところで、投票権者ということで、投票権者は一応18歳以上の住民とすると区民検討会議で決まった。引き続き発議要件に関しては、まだ検討中。

それと、地域基盤のところだが、やっと項目出しができ、目的、意義、それと機能、役割、それから区との関係性、というところを今整理して、あとはその範囲はどうなのかとかというところを次回やる。(区民委員)

地域自治の推進という文章で長々と書いて、分権によるまちづくりの仕組みを目指すというふうになっていたが。それをこの前の議論を受けて、このように整理したので、このように変更したということで、地域自治の推進は2つに分けて、地域の特性と自主性を活かし、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進する。それから、地域自治によるまちづくりの仕組みを目指す、地区協議会については、これは前からずっと入れてあったが、一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置すると、このようになっている。(議会委員)

区民のほうの18歳以上になった経過というか、御議論があったということだが、落ち着いたのはどのようなことでそうなったのか、教えていただければと思う。(議会委員)

18歳以上の若い人たちに意識を喚起というか、地域に目を向けるいいチャンスを逃すなという感じもあるし、あとは1人でも多くの若者たちに目覚めてもらう本当のいいチャンスということ、そんな意見で全員が18歳以上に達したということだと思う。(区民委員)

座長

・きょうはたくさんの合意事項といいましょうか、決定事項のようなこともあったので、まとめを事務局のほうからお願い。

多いから、みんなで胸にちゃんとしまっただけ帰るということにする。

事務局（行政）

・それでは、次回の開催日について御報告させていただきます。

次回は2月19日、金曜日、同じく時間は午後6時30分から、場所はこちらの第2委員会室で開催させていただきます。

次回までに事務局あてにそれぞれの担当の方のお名前をお教えいただければ、次回資料として提示したいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

座長

それでは、これで終わりにいたしたい。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 8時45分